

障がい福祉瓦版

聴覚障がい者とのコミュニケーション

■相談・問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

9月23日は「手話言語の国際デー」です。1953年9月23日にイタリアで「世界ろう連盟」が設立されたことを記念し、2017年の国際連合総会において、世界的な記念日として制定されました。

聴覚障がいとは

音が全くきこえない、あるいはきこえにくい状態のことを指します。きこえにくい状態として具体的には、「音はきこえるが、こもってはいはっきりと分からない」「周囲がうるさいと会話ができない」「高い音がきき取りにくい」などがあります。

原因は妊娠中の感染症、遺伝子異常などの先天的なもの、脳腫瘍、薬剤の副作用、騒音、加齢などの後天的なものがあります。



さまざまなコミュニケーション方法

聴覚障がいは外見からは分かりづらく、障がいの程度や、適切なコミュニケーション方法も人それぞれです。聴覚障がい者と接するときや、右の「耳マーク」を提示された場合は、ご本人に合った方法を確認するようにしましょう。



耳マーク

「耳マーク」は、聴覚障がいがあるという自己表示のためのマークです。また、自治体や病院、銀行などがこのマークを掲示することで、筆談などの依頼に応じることを示しています。

①口元を見せてハッキリ話す



言葉を認識しやすくします。現在は高性能な補聴器もあるため、ほとんど支障なく会話できる場合もあります。

②筆談



すべて書こうとせず、簡潔な文章や単語、図などを用いるようにします。

③音声認識アプリ

話した内容をスマートフォン上で文字に起こしてくれます。



④手話

「ありがとう」だけでも覚えておくと、別れ際に気持ちよくあいさつができます。手話は表情も大切なので、笑顔を忘れずに。

「ありがとう」の手話

手の甲を上に向け、もう一方の手を垂直に乗せて上に上げる



市では聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等へ、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。詳細は社会福祉課☎(32)8900、または右の二次元コードからご確認ください。



市ホームページ

知っていますか？「電話リレーサービス」

聴覚や発話に困難のある人(きこえない人)ときこえる人との会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながる事ができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。24時間365日利用できます。

電話リレーサービス



ホームページ



<画像提供>
総務大臣指定電話リレーサービス提供機関
(一社)日本財団電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人(きこえない人)

◆専用アプリのダウンロードと利用登録が必要です。

きこえる人

- ◆利用登録は不要です。
- ◆通常の電話と同様の着信があります。
- ◆応答すると通訳オペレータから、「こちらは電話リレーサービスです。耳のきこえない方などからのお電話を通訳しております。双方のお話をすべて通訳いたします。よろしくお願ひします。」と話があります。
- ◆通訳オペレータは会話の内容をそのまま通訳します。代理で交渉をしたり、用件を済ませたりすることはありません。